

壱岐市農業委員会定例会（平成30年2月）

議 事 録

1. 開催日時 平成30年2月23日（金） 午前9時
2. 開催場所 壱岐市役所石田庁舎 2階 第4会議室
3. 出席委員 …… 農業委員長 外 農業委員 18名
4. 欠席委員 なし
5. 事務局職員 事務局長 …… 係長 …… 主事 ……
6. 議事日程
 - 第1. 議事録署名委員の指名 …番 …委員 …番 …委員
 - 第2. 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第6号 壱岐農業振興地域整備計画変更（軽微な変更）に対する意見について
 - 議案第7号 平成29年度農用地地用集積計画について（第6回）
7. その他

開 会 （ 午 前 9 : 0 0 ）

事務局 皆さんおはようございます。定刻になりましたので、只今より平成30年2月の農業委員会の総会を開会いたします。

本日の出席委員は19名中19名で定数に達しておりますので、総会は成立をいたしております。

それでは、…会長に挨拶をお願いいたしまして、引き続き議事の進行をお願いします。

議長 【会長挨拶】

それでは、早速議事に入りたいと思います。まず日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。「壱岐市農業委員会会議規則第18条第2項」に規定する議事録署名委員ですが、議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。【はいの声あり】

それでは、本日の議事録署名委員は、…番…委員、…番…委員をお願いをいたしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局の…主事を指名いたします。

それでは、日程第2の議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局 【農地所有適格化法人以外の法人が農地等の権利を取得することについての例外規定についての説明後、議案説明】

議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について
農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議の
うえ決定の要がある。

2番 土地の所在

郷ノ浦町柳田触字戸田・・・・ 台帳、現況地目 田 面積 1,042㎡

同じく・・・・ 台帳、現況地目 田 面積 175㎡

計 2筆で1,217㎡

譲渡人、・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・

経営地はありません。

申請理由

譲渡人 申請地の他、所有不動産全てを譲受人に売り渡す。

譲受人 買い受けて、経営する就労継続支援B型事業所「・・・・」の
利用者のリフレッシュやリハビリのために利用者に耕作させる。ということ
です。

権利の設定内容は、売買です。

審査基準につきましては、先程説明致しましたように例外規定がございま
すので、「信託要件」「転貸禁止要件」、「地域との調和要件」につきまして審議
して頂くこととなります。

「信託要件」、信託ではありませんので適用はありません。

「転貸禁止要件」、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり転貸には
当たりません。

「地域との調和要件」ですが、申請地は今まで近くの方が飼料を作付けて
ありましたが、・・・・の利用者が野菜を栽培する予定であり、本件の権利
取得後により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生
じないものと判断しております。

よって、例外審査基準の農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可
要件は満たしていると考えます。

1月20日に・・委員さんと現地確認を行っております。以上で事務局から
の説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 お早うございます。地区担当の・・です。20日の日に事務局と・・・・
の・・と合流して現地確認をする予定でしたが・・さんの方が、一寸都合が悪
くて事務局と私とで現地を確認致しました。詳細については、今、事務局から
説明があった通り特例で認められるというような事でございます。その後、親
族の方とお話をしまして、20年以上空き家になって非常に地域に迷惑をかけ

ているという事で4月にお別れの会をして、全部財産を地元の方、地域で管理して頂ける方に売却をしたいという事で、計画をしておったというような事を聞いております。という事で地域の方も空き家等で非常に不安だったけれど常駐して管理して頂けるとなるとその方が地域としても良いというような事でございましたので、何ら問題はないと思います。利用については、先程事務局の方から説明があっていた通りで、これについても何も問題はなかろうかと思っておりますので、ご審議の程よろしくお願ひします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第4号2番は決定いたします。

続きまして3番の説明を求めます。

事務局 3番 地目につきましては、現況地目のみ読み上げます。土地の所在

| | | | | |
|--------------|-----------|---|----|-------------------------|
| 芦辺町諸吉東触字原田 | ・ ・ ・ ・ ・ | 田 | 面積 | 1, 1 2 9 m ² |
| 芦辺町諸吉本村触字牧田 | ・ ・ ・ ・ ・ | 田 | | 1, 2 2 0 m ² |
| 同じく | ・ ・ ・ ・ ・ | 畑 | | 3 4 6 m ² |
| 同じく | ・ ・ ・ ・ ・ | 畑 | | 7 0 7 m ² |
| 同じく | ・ ・ ・ ・ ・ | 畑 | | 1 8 4 m ² |
| 同じく | ・ ・ ・ ・ ・ | 田 | | 9 9 8 m ² |
| 同じく | ・ ・ ・ ・ ・ | 畑 | 1, | 4 7 0 m ² |
| 同じく | ・ ・ ・ ・ ・ | 畑 | | 8 6 1 m ² |
| 同じく | ・ ・ ・ ・ ・ | 田 | | 5 7 6 m ² |
| 芦辺町諸吉本村触字長牟田 | ・ ・ ・ ・ ・ | 田 | | 7 1 8 m ² |

田が5筆で4, 6 4 1 m²、畑が5筆で3, 5 6 8 m² 計 10筆の8, 2 0 9 m²

譲渡人、・ ・ ・ ・ ・

譲受人、・ ・ ・ ・ ・

経営地は田が4, 6 4 1 m² 畑が3, 5 6 8 m² 計8, 2 0 9 m²です。

申請理由

譲渡人 高齢のため長男である後継者へ経営を移譲する。

譲受人 受贈し耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

審査基準の各号の「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に飼料の作付けとハウストマト・メロンを栽培されてあります。農機具はトラクター、草刈り機、軽トラックを所有してあります。農作業暦は本人が20年です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されません。

「農地所有適格化法人要件」、譲受人は個人であり、適用はありません。

「信託要件」、信託でないので適用はありません。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積を超えております。

「転貸禁止要件」、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり転貸には当たりません。

「地域との調和要件」ですが、世帯内の移動で作付けも今まで通りですので、本件の権利取得後により周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

2月20日に・・・委員さんと譲渡人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 地区担当の・・・です。只今、事務局から説明のあった通りでございます。20日に・・・・さん立ち会いのもと、現地を確認いたしました。親子関係で、後継者に譲るという事でございますので、何ら問題はないかと思えます。皆さん方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第4号3番は決定いたします。

続きまして議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番の説明を求めます。

事務局 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」、農地の転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

1番 土地の所在

郷ノ浦町坪触字雲林・・・・番 台帳・現況地目 畑 面積 360㎡

転用目的 住宅用地

譲渡人、・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・

申請理由 現在、親と同居しているので、結婚を機に申請地を譲り受け、住宅を建設したい。というものです。権利の設定内容は贈与です。農振農用地区域除外は県の同意を得て平成29年9月21日に完了いたしております。位置図、写真、配置図は3頁から5頁です。農振農用地区域除外の折、・・・委員さんと現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 地区担当の・・です。現地確認は今事務局から説明がありましたとおりに前
回行っておりますので、今回はやっておりません。お父さんの方からも息子が
光風に現在お勤めであります。よろしくお願ひしますとの事です。親子での譲
渡であり何ら問題はないかと思ひます。よろしくご審議をお願ひします。以上
です。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでし
ょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第5号
1番は、意見を付して進達いたします。

続きまして議案第6号「壱岐農業振興地域整備計画変更（軽微な変更）
に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案第6号「壱岐農業振興地域整備計画変更（軽微な変更）に対す
る意見について」農業振興地域の整備に関する法律第13条同法施行令第10
条の規定により、次の農業振興地域内農用地区域の用途区分変更申請について、
市から意見を求められたので、審議のうえ意見を付して回答をする要がある。

1番 土地の所在

| | | | |
|--------------|------|---|------|
| 芦辺町中野郷本村触字中原 | ・・・・ | 畑 | 150㎡ |
| 同じく | ・・・・ | 田 | 269㎡ |
| 同じく | ・・・・ | 田 | 589㎡ |

田が2筆で858㎡ 畑が1筆で150㎡ 計3筆で1,008㎡

変更の内容 農業用施設用地

申請人、・・・・・

申請理由 申請地に牛舎を建築し、残りを放牧場として利用したいので、
用途区分の変更を申請します。というものです。

位置図、写真、配置図は7頁から9頁です。2月20日に事務局と申請人
の奥さん立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明
を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 すいません。遅くなりまして、お待たせしました。一寸当日、事務局と申
請人の奥さんとの立ち会いに行けなくて、夕方申請人・・・さんとお話し
まして、地図でわかりますように9頁の牛舎の見取図を書いていますけど、ド
ーム牛舎を作りたいという事で殆どこれが牛舎になるそうです。そして、現在1
1頭いて牛舎が満杯だそうで、今度作る牛舎に15頭程度の増牛を置きたい
という事で11頭と合わせて25頭規模の肥育をしたいという事です。現在奥様
は勤めてありますが、奥さんが主体でやりたいという事で意気込んでおられま

す。WCS等の契約もされてありまして、自分の圃場以外に4、5町歩の餌の供給もあるという事で充分可能という事でした。認定農業者も1回脱退されましたけれど、また再び申請して認定して頂きたいという本人の希望でありました。本人もやる気はありますし、奥さんと家族揃ってやりたいという事でございますので一つご審議程よろしくお願ひします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第6号につきましては、意見を付して回答いたします。

続きまして議案第7号「平成29年度 農用地利用集積計画の承認について（第6回）」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案第7号「平成29年度 農用地利用集積計画の承認について」、今年度6回目になります。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。今回、利用権設定の件数は19件、借手が16人、貸手が17人です。田が24筆で31,583㎡、畑が11筆で10,019㎡、合計35筆の41,602㎡です。

この件につきましては、担当地区の農業委員・推進委員皆様方の署名・押印を頂いておりますので、今回、この一連につきまして、ご承認を頂きたいと思ひます。内容につきましては、11頁から12頁に掲載しております。よろしくお願ひいたします。

議長 はい、以上の説明でございますけど、皆様方の署名、押印を頂いておりますので、よろしいでしょうか。【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第7号も決定いたします。

議長 皆さん方から何かございましたら、ございませんでしょうか。

・・・委員 ・・・地区の圃場整備のヒアリングの件

議長 外にございませんか。それでは皆さん方からのご意見も無いようでございますので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思ひますがよろしいでしょうか。【はいの声あり】大変お疲れでございました。